

# シンガポールの Corporate Income Tax Computation の見方

AGS Consulting Singapore Pte. Ltd.

南野 弘行

## 1. はじめに

今年もシンガポールの法人税申告の時期が近づいてきました。法人税の申告期限については、会計年度終了日の属する年の翌年11月30日までにIRASに申告することとなっています。2020年度(YA2020)はコロナ禍の影響もあり、申告期限の延長がありました。2021年度分(YA2021)は通常通りのスケジュールとなっています。日系企業においては2020年3月期や2020年12月期の申告が多いかと思いますが、日本の法人税申告と比べますと、長い申告期限及び賦課課税という点で大きな違いがあります。

その法人税申告について、時期的に会社のTax Agentから提出前の法人税計算書を見ている方もいらっしゃるかと思います。今回は、普段見慣れていない法人税計算書について、会社担当者の方向けに、その構成とポイントを全体的な視点で解説していきたいと思っております。

## 2. 計算書の全体構成

では、早速、法人税計算書(Corporate Income Tax Computation)の全体構成を見ていきましょう。まずは、次頁サンプルの法人税計算書、『①税引前当期利益』からどのように『⑧会社全体の所得』となっていくのか、その流れを追ってみたいと思います。

(次頁のサンプルをご参照ください)

## 3. どこを見れば良いのか？

次に法人税計算書のどこを見れば良いのかというと、重要なことは、まずは“全体像を把握すること”、そして、会社の財務状況から“大きな違和感を覚えないか”、ということになります。実際には、下記のポイントに注目すると良いでしょう。

### A) 実効税率はどのくらいか？

実効税率は、法人税額(サンプル中“E”)÷税引前当期利益(サンプル中“①”)で計算ができます。シンガポールの法人税率は17%ですが、キャピタルゲイン非課税や部分免税などにより、実効税率は17%より低くなります。サンプルの計算書では、実効税率は7.1%(法人税額S\$2,125／税引前利益S\$30,050)となっています。

**Corporate Income Tax Computation**

	<u>S\$</u>	<u>S\$</u>
--	------------	------------

Sch

計算書に添付されているスケジュール表の番号に連動し、詳細はそのスケジュール表で確認

<b>Profit before Tax per Accounts</b>	<u>30,050</u>	
---------------------------------------	---------------	--

P/L ① PLの税引前利益額

**Less: Separate source of income**

② 事業と関係ない受取利息や家賃収入などを区分するため、これらの収入を減算

Interest income	<u>(200)</u>	
	<u>(200)</u>	

1 利息収入を減算

**Add: Non-tax deductible expenses**

③ 税務上の費用とならない費用を加算

Depreciation	400	
Fine & Penalties	<u>50</u>	
	<u>450</u>	

2 減価償却費は一旦全額を加算

3 罰金を加算

<b>Adjusted profit</b>	<u>30,300</u>	
------------------------	---------------	--

④ 調整後の金額 I

**Less: Capital Allowance for YA2021**

⑤ 税務上認められる減価償却費/キャピタルアロワンスを減算(後述)

Section 19A(1)	<u>(500)</u>	
	<u>(500)</u>	

4 税務上認められるCAを減算

<b>Adjusted profit after capital allowances</b>	<u>29,800</u>	
---	---------------	--

⑥ 調整後の金額 II : 事業から生じた所得

**Add: Separate source income:**

⑦ ②で分けした所得について課税されるものを計算

Interest income	200	
-----------------	-----	--

課税となる利息収入を加算しなおす

<b>Chargeable income before exempt amount</b>	<u>30,000</u>	
---	---------------	--

⑧ 会社全体としての所得を計算

**Less: Exempt amount**

A 企業の部分免税の適用

- First S\$10,000; 75% of the income	(7,500)	
- Next S\$190,000; 50% of the income	<u>(10,000)</u>	

<b>Chargeable income after exemption</b>	<u>12,500</u>	
--	---------------	--

B 免税適用後の最終所得金額

Tax thereon at 17%	2,125	
--------------------	-------	--

C B\*法人税率 17%

Income tax rebate	-	
-------------------	---	--

D Tax Rebateの税額控除(後述)

<b>Net tax payable</b>	<u>2,125</u>	
------------------------	--------------	--

E 法人税納税額

## B) 加算、減算調整のTOP3 を把握

法人税計算書の加算・減算調整について、金額が大きいTOP3程度を把握しておきましょう。計算書に添付されているスケジュール表(“Sch”の列)の該当番号を確認しますと調整内容の補足説明がありますので、該当するスケジュール表を参照すると良いかと思えます。

## C) 非課税・免税の適用状況を確認

シンガポールでは、キャピタルゲインや海運事業などに対する非課税や免税の制度があり、これらは実効税率を下げる大きな要因となります。また、シンガポール国外で発生した所得(例えば、国外の会社に対する貸付金利息など)については、一部例外を除き、シンガポールへの送金時まで課税を繰延べる制度となっており、この国外源泉所得についても、実効税率を下げる可能性があるため、確認しておきましょう。

## D) 期中イベントの確認

期中に資産の売却、引当金や減損損失の計上など、会計上のイベントがあった場合、その税務調整を確認してインパクトを把握しておきましょう。特に多いのは、株式、棚卸資産を含む資産の減損損失や株式売却による譲渡損益があると思えます。これらは、その内容により税務調整が必要なケースと必要でないケースに分かれるため、担当者として、加減算の結論だけでも押さえておきましょう。

## E) 前期比較と当期の法人税額予測

上記A)からD)を確認したあと、前期の法人税計算書と比較をしてみましょう。比較にあたっては、まず実効税率を比較するのが良いでしょう。実効税率に大きく違いがあった場合、法人税計算書の加算・減算調整のTOP3を見れば、おおよその理由が分かります。

なお、2020年賦課課税年度(YA2020)までは、税額のS\$15,000を上限とし、25%のtax rebateがありましたが、2021年賦課課税年度(YA2021)からは適用が無くなっています。

これら過去の比較をしたうえで、当期の損益計算書を見て、おおよその実効税率と法人税額が見込むことができれば、今後の資金繰り計画などに役立てられるでしょう。

## 4. その他のチェックポイント

その他、いくつかのポイントをご紹介します。

・Capital Allowance: シンガポールでは、固定資産の減価償却費は、資本性があるものとして原則税務上の費用としては認められていません。しかし、政策的配慮から一定の設備・器具備品等については、Capital Allowanceとして所得控除が認められています。実際の調整方法は、サンプルの計算書“③”にて一旦、減価償却費の全額を加算して、“⑤”にて再度Capital Allowanceを税務上の費用として減算をしています。

・Double Tax Deduction/DTD: シンガポール国外への販路拡大を目的とした海外出張費や展示会の出展費については、対象となる支出額の200%損金算入が認められております。YA2021につきましては過去適用されていた法人もコロナ禍により過去と比較し大幅に減額しているかと思われます。

▪Job Support Scheme (JSS) : 2020年4月から開始されたコロナ禍による不安定な経済環境の中で、雇用維持を目的として創設された給付金で、制度の趣旨から課税は行われなかったため、収入は税務上の収益とならず減算されることとなります。こちらは2020年4月以降で受領しているため決算期により収益計上の時期が違うかと思いますが、まずは該当する収益計上があるかどうか、税務上減算されているかどうかには留意しましょう。

## 5. 最後に

法人税計算書をチェックする時は、全体像を把握したうえで、金額の重要性の高いものから確認していけば、おおよそのポイントや傾向がつかめると思います。今回は、個別論点は深く解説出来ませんが、本記事が皆様の法人税計算書の理解の一助になれば幸いです。

※文章中の作図等は、全てAGS Consulting Groupにて作成されたものとなります。

AGS Consulting Singapore PTE. LTD.

南野 弘行

2002年AGSグループに入社。日系企業の税務コンサルティング業務等を経て、移転価格税制を含む国際税務やアウトバウンドの国際案件を中心に個人から法人まで幅広い業務に従事。現在AGSシンガポールにて日系企業の海外進出を総合的にサポートしている。